

社会福祉法人旭川隣保会 行動計画

2024年4月1日

職員の働き方を見直し、特に女性職員の継続就業者が増えるよう、妊娠・出産・復職時における支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年4月1日～2029年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：妊娠中の女性職員の母性健康管理についてのパンフレットを作成して職員に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 2024年4月～ 制度の利用を経験している先輩職員からの情報収集
- 2024年4月～ 制度に関するパンフレットを作成し職員に配布

目標2：産前産後休暇や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 2024年4月～ 法に基づく諸制度の調査の継続
- 2024年4月～ 制度に関するパンフレットを作成し職員に配布